

独立役員届出書

1. 基本情報

会社名	株式会社オオバ		コード	9765
提出日	2022/8/12	異動(予定)日	2022/8/26	
独立役員届出書の提出理由	・2022年8月26日開催の定時株主総会において、嶋中雄二氏が社外取締役として選任議案に付議されるため			
<input checked="" type="checkbox"/> 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している(※1)				

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役/ 社外監査役	独立役員	役員の属性(※2・3)													異動内容	本人の同意		
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当なし				
1	南木 通	社外取締役	○															○		有
2	加藤 智康	社外取締役	○															○		有
3	鶴瀬 恵子	社外取締役	○															○		有
4	永井 幹人	社外取締役	○																	有
5	嶋中 雄二	社外取締役	○															○	新任	有
6	川合 正	社外監査役	○																	有
7	伊禮 竜之助	社外監査役	○															○		有

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明(※4)	選任の理由(※5)
1	該当事項はありません。	南木通氏は、財務省、大学教授等での豊富な経験と弁護士として幅広い知識を有し、現在、当社の社外取締役として、取締役会の監督機能の強化と透明性の確保に向け、適切な役割を果たしており、今後においても更なる貢献が見込まれるものであります。 なお、一般株主との利益に相反するおそれもなく、独立性・中立性について十分に確保されていると判断しております。
2	該当事項はありません。	加藤智康氏は、当社の株主かつ取引先である三井不動産株式会社に執行役員として勤務されておりますが、当社株式の保有比率は、4.50%であることから主要株主に該当しない、また当社との取引は、2022年5月期売上高に占める比率が0.80%と軽微であることから主要取引先に該当しないと判断しております。同氏は、民間企業における豊富な経験と幅広い知識を活かし、現在、当社の社外取締役として、当社の経営に対し様々な提言を行い、適切な役割を果たしており、今後においても更なる貢献が見込まれるものであります。 なお、一般株主との利益に相反するおそれもなく、独立性・中立性について十分に確保されていると判断しております。
3	該当事項はありません。	鶴瀬恵子氏は、公正取引委員会、大学教授等での豊富な経験と幅広い知識を有し、現在、当社の社外取締役として、取締役会の監督機能の強化と透明性の確保に向け、適切な役割を果たしており、今後においても更なる貢献が見込まれるものであります。 なお、一般株主との利益に相反するおそれもなく、独立性・中立性について十分に確保されていると判断しております。
4	永井幹人氏は、2013年4月に、当社メインバンクの一つである㈱みずほコーポレート銀行(現㈱みずほ銀行)の取締役を退任され、既に9年が経過しており、その間、他の民間企業の取締役を歴任しております。また、㈱みずほ銀行との借入れ取引は現在僅少であることから主要取引先に該当しないと判断しております。	永井幹人氏は、金融機関等における経営者としての豊富な経験と企業経営に関する高い見識を有し、現在、当社の社外取締役として、取締役会の監督機能の強化と透明性の確保に向け、適切な役割を果たしており、今後においても更なる貢献が見込まれるものであります。 なお、一般株主との利益に相反するおそれもなく、独立性・中立性について十分に確保されていると判断しております。
5	該当事項はありません。	嶋中雄二氏は、銀行系シンクタンクや証券会社のリサーチ部門での研究活動成果や豊富な知見・経験を有し、かつ、早稲田大学客員教授も務められた学識及び景気の山・谷を公式に設定する内閣府「景気動向指数研究会」委員等での識見から、中立的な視点に基づく監督及び会社経営への有益な助言や提言をいただけるものと考え、社外取締役に選任するものであります。 なお、一般株主との利益に相反するおそれもなく、独立性・中立性について十分に確保されていると判断しております。
6	川合正氏は、2011年5月に、当社メインバンクの一つである中央三井アセット信託銀行㈱(現三井住友信託銀行㈱)の取締役を退任され、既に11年が経過しており、その間、他の民間企業の監査役、顧問を歴任しております。また、三井住友信託銀行㈱との借入れ取引は現在僅少であることから主要取引先に該当しないと判断しております。	川合正氏は、金融機関における豊富な経験と高い見識及び経営に関与された経験を活かし、現在、当社の社外監査役として、取締役会の職務執行の監査において、適切な役割を果たしており、今後においても更なる貢献が見込まれるものであります。 なお、一般株主との利益に相反するおそれもなく、独立性・中立性について十分に確保されていると判断しております。
7	該当事項はありません。	伊禮竜之助氏は、弁護士として豊富な経験と幅広い知識を有し、現在、当社の社外監査役として、取締役会の職務執行の監査において、適切な役割を果たしており、今後においても更なる貢献が見込まれるものであります。 なお、一般株主との利益に相反するおそれもなく、独立性・中立性について十分に確保されていると判断しております。

4. 補足説明

※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。

※2 役員の属性についてのチェック項目

- 上場会社又はその子会社の業務執行者
- 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与(社外監査役の場合)
- 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- 上場会社の親会社の監査役(社外監査役の場合)
- 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- 上場会社を主要取引先とする者又はその業務執行者
- 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

以上のa~lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものにご留意ください。

※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。

※4 a~lのいずれかに該当している場合には、その旨(概要)を記載してください。

※5 独立役員の選任理由を記載してください。